

平成23年10月燃やすごみ等収集運搬業務委託

競争入札説明書

京都市

この入札説明書は、本件の委託に係る入札公告（以下「入札公告」という。）の委託契約に関し、競争入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めるものである。

1 競争入札に付する事項

（１）委託業務名

燃やすごみ等収集運搬業務委託

（２）履行の内容

別紙仕様書のとおり。

（３）履行期限

平成２３年１０月１日から平成２９年３月３１日まで

（４）履行場所

別紙仕様書のとおり。

2 競争入札参加者に必要な資格

以下の資格に該当する者であること。

（１）京都市の競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。

（２）競争入札の参加申請の受付開始日から入札実施日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第２９条第１項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。

（３）次のいずれかに該当する者であること。

ア 廃棄物（汚泥、し尿等液状のものを除く。以下同じ。）の収集及び運搬について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法律」という。）第７条第１項の許可を京都市長から受けている者

イ 廃棄物の収集及び運搬について、法律第１４条第１項の許可を京都市長から受けている者

ウ 法律第６条の２第２項又は第３項により市町村（地方自治法第２８４条第１項に規定する組合を含む。）から一般廃棄物（汚泥、し尿等液状のものを除く。）の収集又は運搬を委託されている者

（４）競争入札参加申請日において、契約期間の前年度以前の直近３年のうち１年以上、塵芥収集車（パッカー車）を用いた廃棄物の収集又は運搬に係る業務を他者から受託した経験を有する者であること。

（５）京都市内に本店、支店、営業所その他の事業場（事故等の緊急時の対処を行うことができる機能を有するもの）を有していること。

（６）「22 車両貸与条件」の項において指定する期間については、受託業務に必要な廃棄物の収集又は運搬の用に供する車両７台を本市から有償で借用すること。

（７）「15 競争入札の開札の後に確認する要件」の項において指定する日までに、受託業務に必要な本市が指定する仕様の廃棄物の収集又は運搬の用に供する車両を７台以上、

保有している、又は調達できること。

- (8) 「15 競争入札の開札の後に確認する要件」の項において指定する日までに、受託業務に必要な廃棄物の収集又は運搬に従事する従業員を21人以上、雇用している、又は雇用できること。ただし、業務の習熟と安定を確保するため、本業務の従事者は、基本的に固定することとし、頻繁に替わらないものとする。
- (9) 受託業務を自ら行う意思を有する者であること。
- (10) 法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
- (11) 市税及び法人税の滞納がないこと。
- (12) 会社更生法に基づく更生手続、又は民事再生法に基づく再生手続を開始していないこと。
- (13) 燃やすごみ等収集運搬業務に係る直近の競争入札が行われた日以降、別表各号に掲げる事由に該当しないこと。
- (14) 環境マネジメントシステム規格（ISO, KES等）の認証を取得していること。
- (15) 受託業務に関し、確実な履行が期待できないおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。

3 競争入札参加者が提出すべき書類

2の(3)から(15)に示した資格を満たすことを証明するものとして、以下に掲げた書類を提出すること。

- (1) 営業概況書（別紙様式1）
- (2) 本市からの一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可証の写しか、又は市町村（地方自治法第284条第1項に規定する組合を含む。）の行う一般廃棄物の収集運搬事業の委託契約書の写し（汚泥、し尿等液状のものを除く。）
- (3) 契約期間の前年度以前の直近3年のうち、1年以上の塵芥収集車（パッカー車）を用いた廃棄物収集又は運搬に係る業務を他者から受託した経験を証明する書類（契約期間が明記された契約書の写し等）
- (4) 事業所及び車庫所在地等報告書（別紙様式2）及び不動産登記簿本（借地にあっては賃貸借契約書の写し等）
- (5) 定款及び商業登記事項証明書
- (6) 過去3箇年の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）
- (7) 保有する車両について指定の事項を記載した車両台帳（別紙様式3）、車検証の写し及び右斜め前方及び左斜め後方から車両を撮影した写真（別紙様式4）
- (8) 役員及び従業員の名簿（別紙様式5、6）
- (9) 役員全員の住民票等（本籍地の記載のあるものに限る。ただし、外国籍の方については、登録原票記載事項証明書）
- (10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないことを認めた誓約書（別紙様式7）
- (11) 市税及び法人税の納税証明書（直近1年）

- (12) 受託業務を確実に実施する旨の誓約書（別紙様式 8）
- (13) 受託業務に必要な人員・機材を調達する旨の誓約書（別紙様式 9）
- (14) 交通事故及び労働災害発生状況報告書（別紙様式 10）
- (15) 環境マネジメントシステム規格（ISO, KES 等）の登録証の写し

4 入札説明会

下記の要領で競争入札説明会を実施する。

- (1) 日 時 平成 23 年 6 月 13 日午後 2 時から 3 時まで
- (2) 場 所 職員会館かもがわ（京都市中京区土手町通夷川上る末丸町 284）
※ お車での来館はご遠慮願います。

5 競争入札参加申請

競争入札参加者は、下記の要領で別添競争入札参加申請書（第 1 号様式）に 3 で示した書類等を添付し、申請を行うこと。なお、提出は持参・郵送（配達記録）によるものとし、電送その他によるものは認めない。

- (1) 提出期限 平成 23 年 6 月 14 日から平成 23 年 6 月 23 日まで（休日を除く。郵送の場合は必着）
午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
- (2) 提 出 先 京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- (3) 郵 送 先 〒604 - 0924
京都市中京区河原町通二条下る一之船入町 384 番地
ヤサカ河原町ビル 8 階
京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課入札担当宛

6 競争入札参加者へのヒアリング

競争入札参加者には、ヒアリングを下記の要領で実施する。

- (1) 日 時 本市が別途指定する日時
- (2) 場 所 本市が別途指定する場所

7 競争入札参加資格の審査及び審査結果の通知

競争入札参加資格の審査結果は、下記の期日に競争入札参加資格確認通知書により、競争入札参加申請者全員に通知する。この場合、競争入札参加資格を有しないとした者にはその理由を付す。

- (1) 通知期日 平成 23 年 7 月 7 日発送
- (2) 通知方法 競争入札参加申請者全員に配達記録で郵送

なお、通知期日までに審査結果が郵送されなかった者は、7 月 11 日までに、京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課に連絡をすること。

8 競争入札参加非資格者からの再審査請求に関する審査

- (1) 競争入札参加資格の審査により競争入札参加資格を有しないとされた者は、次により書面（任意様式）を提出し、再審査を求めることができる。なお、提出は持参によるものとし、郵送や電送その他によるものは認めない。

ア 提出期限 平成23年7月12日午後3時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出先 京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

- (2) 再審査請求があった場合は、請求内容についての審査を行い、7月14日までに、再審査請求に関する審査結果通知書により、請求者全員に通知する。また、審査の結果請求内容に正当な理由があるとされた者は、本競争入札に関する競争入札参加資格を有するものとする。

9 競争入札参加資格の喪失

- (1) 競争入札参加有資格者は、公告の日の翌日から競争入札の日までの間に競争入札参加資格を有しなくなったときは、当該業務に係る競争入札に参加することができないものとする。
- (2) 競争入札参加有資格者は、公告の日の翌日から競争入札の日までの間に競争入札参加資格を有しなくなったときは、本市に対しその旨を報告しなければならない。
- (3) 競争入札参加資格を有しなくなった可能性があると思われる者に対し、競争入札参加資格を有するか否かを判断するために必要な報告を求めることがある。

10 最低制限価格の設定

競争入札の実施に当たっては、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けるものとする。

11 入札及び開札

- (1) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、仕様書、図面等別添の資料を熟知の上、入札をしなければならない。この場合において、当該仕様書について、疑義（入札価格の積算に必要な事項に限る。）がある場合は、質疑書（第2号様式）によって下記に定めるところにより、関係職員に説明を求めることができる。

ア 提出期間 平成23年6月8日から平成23年6月15日まで（休日を除く）
午前9時から午後5時まで

イ 提出先 京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課にFAXで送付すること（FAX番号 213-4961）

ウ 回答期日 平成23年6月20日

エ 回答方法 京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課のホームページで、入札前日まで閲覧に供する

- (2) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、本委託業務に係る競争入札について他の競争入札参加有資格者の代理人となることができない。
- (3) 入札室には、競争入札参加有資格者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむ得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (4) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (5) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、競争入札関係職員に競争入札参加資格確認通知書及び本人であることを確認できるもの（免許証等写真が添付されたもの）並びに代理人をして入札させる場合においては、入札執行権限に関する委任状を提出すること。
- (6) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、入札執行者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退出することができない。
- (7) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させる。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (8) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、本市様式の入札書及び委任状（別添）を使用すること。
- (9) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別添の様式による入札書を提出しなければならない。
- ア 委託業務名
 - イ 入札金額及び1日1台当たりの単価
 - ウ 競争入札参加有資格者の会社（商店）名、入札者氏名及び押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、競争入札参加有資格者の会社（商店）名、代理人の氏名及び押印
- (10) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。
- (11) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、入札書を作成し、当該入札書を封書に入れ、かつ、その封皮に競争入札の件名、競争入札参加有資格者の名称又は商号を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。
- (12) 競争入札参加有資格者又はその代理人の入札金額は、当該委託業務の提供に要する一切の諸経費（仕様書において本市が負担することとしたものを除く。）を含め入札金額を見積もること。
- (13) 競争入札参加有資格者又は代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (14) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、入札書及び入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。
- (15) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。
- (16) 入札・開札日時及び場所については、競争入札参加有資格者に別途通知する。
- (17) 競争入札参加有資格者又はその代理人から提出された書類を本市の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (18) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。（ただし、入札金額の訂正は認めない。）
- (19) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (20) 入札執行主務者は、競争入札参加有資格者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又は中止することがある。
- (21) 入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由とし異議を申し立てることはできない。
- (22) 開札は、競争入札参加有資格者又はその代理人が出席して行う。この場合において、競争入札参加有資格者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (23) 開札した場合においては、競争入札参加有資格者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。ただし、当初の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札を行った者又は最低制限価格を下回る金額で入札した者は、再度の入札に参加することができない。

12 競争入札の参加制限

- (1) 競争入札に参加しようとする者（個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。））が、当該競争入札に参加しようとする他の代表者等と同一人であるときは、そのうち1者のみが当該競争入札に参加できるものとする。
- (2) 次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者のみが当該競争入札に参加できるものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(3) 競争入札において、(1)、(2)に該当することが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、京都市契約事務規則第6条の2第13号に基づきそれぞれ無効とする。

(4) 競争入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった代表者等が、当該競争入札において(1)、(2)に該当することが判明したときは、契約を締結しないものとする。

13 無効の入札書

入札書で次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が2通以上の入札をしたとき。

(3) 入札者の記名押印のないとき。

(4) 金額の記載に訂正があるとき。

(5) 主要事項の記載が明確でないとき、又は記載の漏れがあるとき。

(6) 入札者が協定して入札したときその他入札に際し不正の行為があったとき。

(7) その他入札に関する条件に違反したとき。

14 落札者の決定

(1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係ない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

15 競争入札の開札の後に確認する要件

落札者は、仕様書に明記する受託業務に必要な機材・業務従事者等について、要件を満たしていることを示し、本市の確認を得るものとする。

なお、本件に関しては、平成23年3月に発生した東日本大震災による影響から、機材調達が困難である状況を鑑み、業務履行開始後の当初6月については、落札者に対し本市車両を貸与するものとする。

(1) 業務従事者調達に係る確認

確認期日 平成23年7月29日

確認方法 業務従事者の雇用を示す書類の提出（雇用開始期間が平成23年9月1日以前からのもの）

(2) 業務従事者保有に係る確認

確認期日 平成23年8月26日

確認方法 業務従事者の雇用を示す書類の提出（雇用開始期間が平成23年9月1日以前からのもの）

(3) 車両調達に係る確認

確認期日 平成24年1月13日

確認方法 車両の調達を示す書類の提出（車両購入の契約書（平成24年3月1日以前の納期のもので仕様が確認できるもの）等

(4) 車両保有に係る確認

確認期日 平成24年2月24日

確認方法 本市が指定する仕様のごみ収集車両の車検証の写しの提出、並びに車両の実物検査

16 契約の不締結

(1) 競争入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者が次のいずれかに該当するときは、契約を締結しないものとする。

ア 競争入札参加有資格者である個人、競争入札参加有資格者の役員又はその使用人が、刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑により、逮捕され、送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

ウ 本市から京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定により競争入札参加停止を受けたとき。ただし、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合を除く。

(ア) 契約の締結の予定日前日に当該競争入札参加停止の期間が満了している場合

(イ) 競争入札参加停止の期間が1月を超えない場合

(ウ) 競争入札参加停止の期間が1月を超え、かつ、2月を超えない場合において、当該契約を締結しないことにより市民その他の第三者の利益又は本市の経済的利益を著しく損なうおそれがあるとき。

エ 本市が指定する日までに、「2 競争入札参加者に必要な資格」(7)及び(8)について、これを証する書類の提出等の確認を受けていないとき。

オ 前各号に掲げるもののほか、当該落札者と契約を締結することが不適當であると認められるとき。

(2) 落札者は、前項各号のいずれかに該当する場合は、直ちに本市に対しその旨を報告しなければならない。

17 禁止事項

次に掲げる事項を行うことを禁止する。ただし、本件競争入札において落札し、契約の相手方となった者(以下「契約者」という。)が、本件競争入札において互いに競争相手であった落札者以外の者(以下「非落札者」という。)以外の者を經由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき又は特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による本市の承認を得た場合を除く。

(1) 契約者が、非落札者から契約の履行に必要な物件(落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。)又は役務を調達すること。

(2) 非落札者が、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を供給すること。

18 契約

(1) 契約は、稼働車両1台1日当たりの単価契約とする。なお、契約金額は、入札金額に記載された1台1日当たりの単価に、100分の105を乗じた金額とする。

(2) 契約を締結する日については、平成23年10月1日とする。

19 留保条件

(1) 契約の締結については、当該業務に係る予算の成立を条件とする。

(2) 前項の条件が成就しなかったときは、本市に対し損害賠償等の要求は行えないものとする。

20 契約書の作成

(1) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。

21 支払いの条件

委託料の支払いは、1月単位で行うものとする。

22 車両貸与条件

(1) 貸与の内容

本業務に使用する車両7台を貸与する。

(2) 使用料

6月間 3,262,917円

(3) 使用料の支払い

使用料全額を一括して事前に本市に支払うものとする。

ただし、分割して納入することも可能とする。分割して納入することを希望する場合は、速やかに本市に連絡し、事前に理由書を提出するものとする。分割する場合は、2期(3箇月分毎)に分割し、納入するものとする。

(4) 貸与期間

平成23年10月1日から平成24年3月31日まで(6月間)

ただし、契約期間途中で貸与車両及び使用料を変更する場合がある。

また、東日本大震災の影響により「15 競争入札の開札の後に確認する要件」の項において指定する日までに、車両の調達が困難であると認められたときは、協議により、貸与期間の延長を行う場合がある。

(5) 保管場所

落札者の責任により、駐車スペースを確保すること。

(6) 使用料に含まれるもの

ア 車検・法定点検・架装点検

イ 税金・自動車損害賠償責任保険料

ウ 自然損耗による部品の交換、修繕

エ 通常の維持に係る費用(エンジンオイル、作動油等の油脂類及びこれの交換、タイヤ及びこれの交換等)

23 契約書の提出

(1) 落札者は、落札の通知を受けた日(競争入札の開札の後に確認する要件がある場合にあっては、当該要件の確認を受けた日)から本市が指定する日までに、契約書に記名押印しなければならない。

(2) 落札者が、前項の規定する期間内に契約書に記名押印しないときは、契約を締結しないものとみなす。

24 その他の必要な事項

競争入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該競争入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。

25 補則

この競争入札説明書に定めのない事項については、京都市契約事務規則及び関係法令に準じるものとする。

2 競争入札参加者に必要な資格（13）別表

（虚偽記載）
1 競争入札参加申請書，競争入札参加資格確認資料その他の競争入札前の調査資料に虚偽の記載をし，契約の相手方として不適当であると認められるとき。
（粗雑履行その他契約違反）
2 本市契約の履行に当たり，粗雑にしたと認められるときその他契約に違反し，契約の相手方として不適当であると認められたとき。
（公衆損害事故）
3 本市契約又は一般契約の履行に当たり，公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ，又は公衆に損害（軽微なものを除く。）を与え，契約の相手方として不適当であると認められたとき。
（契約関係者事故）
4 本市契約又は一般契約の履行に当たり，契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせ，契約の相手方として不適当であると認められたとき。
（贈収賄）
5 競争入札参加有資格者である個人，競争入札参加有資格者の役員又はその使用人が，贈賄又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の違反の容疑により，逮捕され，送検され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
（独占禁止法違反）
6 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして，公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け，同委員会から告発され，又は逮捕され，若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
（談合等）
7 競争入札参加有資格者である個人，競争入札参加有資格者の役員又はその使用人が，談合又は競売入札妨害の容疑により，逮捕され，送検され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
（不正又は不誠実な行為）
8 前各号に掲げる場合のほか，業務に関し不正又は不誠実な行為をし，契約の相手方として不適当であると認められるとき。
9 前各号に掲げる場合のほか，代表役員等が禁錮以上の刑に相当する犯罪の容疑により，逮捕され，送検され，若しくは逮捕を経ないで公訴を提起され，又は禁錮以上の刑若しくは刑法に定める罪による罰金刑を受け，契約の相手方として不適当であると認められるとき。
（その他）
10 前各号に掲げる場合のほか，契約の相手方として不適当であると認められるとき。

（注）

- 「役員」には，支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を含む。
- 「代表役員等」とは，競争入札参加有資格者である個人又は競争入札参加有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有するべき肩書を付した役員を含む。）をいう。

営 業 概 況 書

申 請 者	ふりがな			
	商号又は名称			
	所在地			
	電話番号		FAX	
	ふりがな			
	代表者の職・氏名			
受 任 者	ふりがな			
	支店等の名称			
	所在地			
	電話番号		FAX	
	ふりがな			
	受任者の職・氏名			
担 当 者	ふりがな			電話番号・FAX
	担当者の職・氏名			
資本金又は出資金（千円）		総売上高		
千円		直前1年決算額	千円	
		直前2年決算額	千円	
営業の沿革・履歴		営業内容		
年	月	日	組織・その他	
			創 業	
営業年数	本店		年	箇月
	支店等		年	箇月

京都市競争入札参加資格の登録内容			
コード	種 目	内 容	
業務受託に必要な委託受託実績・許可種目			
種 目	委託にあってはその期間, 許可にあっては許可年月日		許可番号
従業員数			
事務・営業職員	運転手・作業員	その他	合 計
同資本系列又は同族関係の会社名			
営業上での所属する主な団体（協会，業界等）			
環境マネジメントシステム規格の認証取得状況			
種 類	取得年月日	認証番号	
環境への配慮等の取組実績			
社会貢献，地域貢献の取組実績			

業務経歴（官公庁・民間における主な業務経歴）			
直前 1 年決算期			
業務名	発注者	期間	請負金額
直前 2 年決算期			
業務名	発注者	期間	請負金額

事業所及び車庫所在地等報告書

事業所及び車庫の状況

所在地	
開所日時	☐ 日 ☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 (:) ~ (:)
企業名の表示	☐ あり(設置場所) ☐ なし
電話設備	☐ あり(☐ 普通電話 ☐ 転送電話 ☐ その他()) ☐ なし
責任者の氏名	
区分	☐ 自己所有地 ☐ 借地 ☐ 貸ガレージ()
保管可能台数	
敷地面積	m ²

事業所及び車庫の状況

所在地	
開所日時	☐ 日 ☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 (:) ~ (:)
企業名の表示	☐ あり(設置場所) ☐ なし
電話設備	☐ あり(☐ 普通電話 ☐ 転送電話 ☐ その他()) ☐ なし
責任者の氏名	
区分	☐ 自己所有地 ☐ 借地 ☐ 貸ガレージ()
保管可能台数	
敷地面積	m ²

事業所及び車庫の状況

所在地	
開所日時	☐ 日 ☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 (:) ~ (:)
企業名の表示	☐ あり(設置場所) ☐ なし
電話設備	☐ あり(☐ 普通電話 ☐ 転送電話 ☐ その他()) ☐ なし
責任者の氏名	
区分	☐ 自己所有地 ☐ 借地 ☐ 貸ガレージ()
保管可能台数	
敷地面積	m ²

事業所及び車庫の付近見取図



事業所の外観の写真（看板等会社名の確認できるもの）



事業所内部の写真



車両写真（各車種につき 1 枚で結構です。）

車種 _____

（車 両 右 斜 前 方 部 の 写 真 を 貼 付）

（車 両 左 斜 後 方 部 の 写 真 を 貼 付）

会社名 _____

従 業 員 名 簿（ごみ収集業務従事者を除く。）

[illegible]

注 年齢・勤続年数は平成23年4月1日現在で記入すること。

会社名 _____

ごみ収集業務従業者名簿

[illegible]

注1 年齢・勤続年数・業務経験年数は平成23年4月1日現在で記入すること。

注2 業務経験年数は、ごみ収集車（パッカー車）を用いて、ごみ収集業務を行った年数を記入すること。

会社名

欠格事項に該当しないものである旨の誓約書

平成 年 月 日

(あて先) 京 都 市 長

住所又は所在地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

申請者、申請者の役員、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に定める使用人及び法定代理人は、廃棄物の処理及び清掃に関する法令第7条第5項第4号で定める欠格事項（下記参照）のいずれにも該当しないことを誓約します。

欠格事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法令第7条第5項第4号

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ハ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の二第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ニ 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
- ホ 第七条の四若しくは第十四条の三の二又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七条の二第三項（第十四条の二第三項及び第十四

条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号 に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

- ヘ ホに規定する期間内に第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号 に該当する旨の同条 の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからトまでのいずれかに該当するもの
- リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

誓 約 書

平成 年 月 日

(あて先) 京 都 市 長

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

京都市燃やすごみ等収集運搬業務委託の競争入札に参加するにあたり、受託業務を確実にかつ誠実に自ら実施することを誓約します。

なお、受託業務の実施にあたり、誓約に反した場合は、貴市のいかなる処置についてもこれに従うとともに、貴市に対して、損害賠償請求その他一切の異議申立てを行いません。

誓 約 書

平成 年 月 日

(あて先) 京 都 市 長

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

京都市燃やすごみ等収集運搬業務委託の競争入札に参加するにあたり、受託業務に必要な業務従事者及び機材を調達することを誓約します。

なお、指定された期日までに調達できることを証することができない場合は、貴市のいかなる処置についてもこれに従うとともに、貴市に対して、損害賠償請求その他一切の異議申立てを行いません。

交通事故及び労働災害発生状況報告書

1. 過去5年間の発生件数

(1) 交通事故

ア. 加害事故件数 (3. 事故内容に詳細を明記すること)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
件数	件	件	件	件	件

イ. 被害事故件数

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
件数	件	件	件	件	件

(2) 労働災害 (3. 事故内容に詳細を明記すること)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
件数	件	件	件	件	件

2. 安全対策の実施状況 (研修, 作業マニュアルの整備等)

--	--

3. 事故内容

(1) 交通事故（加害事故のみ）

事故発生日	事故内容	過失割合	対応結果

(2) 労働災害

事故発生日	事故内容	傷疾の程度

競争入札参加申請書

平成 年 月 日

（あて先）京 都 市 長

住所又は所在地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

平成 年 月 日付けで公告がありました下記の業務に係る競争入札に参加します。
なお、添付した書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 業務名称 _____
- 2 添付書類
 - （1）営業概況書
 - （2）本市からの一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可証の写しか、又は市町村の行う一般廃棄物の収集運搬業務の委託契約書の写し
 - （3）契約期間の前年度以前の直近3年のうち、1年以上のごみ収集車（塵芥車）を用いた廃棄物収集又は運搬に係る業務の経験を証明する書類（契約期間が明記された契約書の写し等）
 - （4）事業所及び駐車場の所在地等報告書及び不動産登記簿本（借地にあっては賃貸借契約書の写し等）
 - （5）定款及び商業登記事項証明書
 - （6）過去3箇年の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）
 - （7）保有する車両について指定の事項を記載した車両台帳、車検証の写し及び右斜め前方及び左斜め後方から車両を撮影した写真
 - （8）役員及び従業員の名簿
 - （9）役員全員の住民票等（本籍地の記載のあるものに限る。ただし、外国籍の方については、登録原票記載事項証明書）
 - （10）廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないことを認めた誓約書
 - （11）市税及び法人税の納税証明書（直近1年）
 - （12）受託業務を確実に誠実に自ら実施する旨の誓約書
 - （13）受託業務に必要な人員・機材を調達する旨の誓約書
 - （14）交通事故及び労働災害発生状況報告書
 - （15）環境マネジメントシステム規格（ISO, KES等）の登録証の写し

質 疑 書

平成 年 月 日

（あて先）京 都 市 長

住所又は所在地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

このことについて、下記のとおり質問します。

（業務名称）

質問事項

入札書

(あて先) 京 都 市 長	平成 年 月 日
入札者の住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	入札者の商号及び氏名 (法人にあっては名称及び代表者名) 印 TEL

下記のとおり入札に参加します。	
業務名	京都市燃やすごみ等収集運搬業務委託
$\left(\begin{array}{c} \text{1日1台当たりの単価} \\ \text{円} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{予定数量} \\ 8,580 \text{台} (6 \text{台/日} \times 260 \text{日/年} \times 5.5 \text{年}) \end{array} \right) = \text{入札金額} \text{円}$	

(入札書の記載及び契約金額について)

競争入札参加者は、消費税及び地方消費税課税事業者、免税業者に関係なく、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記入すること。

契約金額は、1日1台当たりの単価契約とし、入札書に記入された1日1台当たりの単価に消費税及び地方消費税相当額を加算したものとする。

(その他注意事項)

- ・金額の記入には、アラビア数字(0, 1, 2, 3…)の字体を使用すること。
- ・申込みにおいて使用する通貨単位は、日本国通貨(「円」)に限る。
- ・提出済みの「入札書」は、いかなる理由があっても、書換え、引き換えすることはできない。
- ・この入札書に不備がある場合は、いかなる場合でも、申込みが無効となることに異議をとなえないこととする。(押印忘れ、押印不鮮明、誤字脱字、二重書き等がないよう、十分に注意し、申し込むこととする。)
- ・後日、入札参加者、入札額、落札者、落札金額等、その結果を、京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課のホームページで発表することに異議をとなえないこととする。
- ・市長は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の金額を提示した者を落札者とする。
- ・落札者となるべき同価の入札をした者が複数存在する場合には、くじにより、落札者を決定する。
- ・入札書に押印する印鑑は、京都市行財政局財政部契約課に届出済の使用印鑑を使用すること。

委任状

京 都 市 長 様

私議、この度次の者を代理人と定め、下記の権限を代理人に委任します。

代 理 人

氏 名		
住 所		
受 任 者 (代理人) 使用印章		

記

- 1 件 名 _____
- 2 委任事項 上記委託業務の入札に関する一切の権限

年 月 日

住 所

商号又は氏名

代表者氏名

印